

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについて

1. 適用の範囲

- ・農産物（野菜及び果実（加工したものを除く）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したもの）であって、不特定多数の消費者に販売されるもの。
※加工食品、山野草、きのこ等はガイドラインの対象外。

2. 生産の原則

- ・農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。
※「自然循環機能」とは：農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能。

3. 特別栽培農産物とは

- ①生産の原則に基づいている。
- ②生産課程等における節減対象農薬の使用回数（成分）が、慣行レベルの5割以下。
- ③生産課程等において使用される化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下。
※慣行レベルは、地方公共団体が策定又は確認したものとする。（客観性、信頼性の向上）

4. 節減対象農薬とは

<ガイドラインにおける農薬の分類>

①農薬

	有効成分が化学合成されていない	②化学合成農薬（有効成分が化学合成）	⑧石灰窒素
有機 JAS で使用不可	有機 JAS 別表 2 以外で有効成分が化学合成されていないと確認がとれたもの（参考資料）	③節減対象農薬 有効成分が化学合成されていて⑥を除く農薬	
有機 JAS で使用可能	有機 JAS 別表 2 のうち⑥以外		
	⑥平成 12 年農林水産省告示第 1005 号に示す農薬	⑦性フェロモン剤	硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、水和硫黄剤、石灰硫黄合剤、銅水和剤など
	④天敵（登録農薬）	⑤特定農薬（特定防除資材）	
	・天敵昆虫 ・微生物農薬（生きているもの（死菌を除く））	・天敵（使用場所と同一の都道府県で採取されたもの） ・食酢・重曹・エチレン・次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）	

微生物由来の農薬など

デンプン水和剤
天敵等生物農薬など

農薬に含まれない

①農薬

- ・農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵（④を参照）及び第2条第1項に規定する特定農薬（⑤を参照）を含まない。

②化学合成農薬

- ・農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。微生物由来の農薬など、化学合成農薬ではないと確認が取れたものについては使用回数に含まない。

③節減対象農薬

- ・化学合成農薬のうち、H12.7.14農林水産省告示第1005号に示す農薬（⑥を参照）を除くものをいう。

※ 有機農産物のJAS規格別表2の農薬は、節減対象農薬の対象外とする。

- ・化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。

※ 原則として種子・苗等に対する農薬の使用は、生産過程等の「種子及び種苗の調製」にあたることから、すべて栽培管理記録簿に記載する。また、入手が困難な場合とは、販売されていない、あるいは販売量が僅少である場合などが該当する。入手が困難な場合かどうかの判断は、各生産者の作業事情等は考慮せず、該当品目の種子・苗等の一般的な流通形態を踏まえて判断する。なお、野菜等食用に供される指定種苗については、種苗法による使用農薬の表示義務があるので、種苗業者、種子の包装等で農薬に含有する有効成分の種類と当該種類ごとの使用回数を確認する。

④天敵(登録農薬) ※ガイドラインにおいては、農薬に含まれない。

- ・農薬登録されている生物農薬のうち、天敵昆虫、微生物農薬（**生きているもの**。死菌は除く。）をいう。具体的には、チリカブリダニなどの捕食性昆虫、オンシツツヤコバチなどの寄生性昆虫のほか、BT剤（バチルス・チューリンゲンシス）の生菌製剤なども天敵に該当する。
- ・なお、死菌製剤については有機農産物のJAS規格別表2の天敵等生物農薬に該当し、節減対象農薬の対象外となる。

⑤特定農薬(特定防除資材) ※ガイドラインにおいては、農薬に含まれない。

- ・その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬をいい、農林水産大臣への登録を必要としない。現在、重曹、食酢、天敵（使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの）、エチレン及び、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）が指定されている。

⑥H12.7.14 農林水産省告示第1005号に示す農薬（農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件）

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、次亜塩素酸水、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤　　《以下省略》

⑦性フェロモン剤

- ・有機農産物の JAS 規格別表 2 の性フェロモン剤に該当し、節減対象農薬の対象外となる。

⑧石灰窒素

- ・農薬登録されている石灰窒素のうち、農薬として使用する場合は、節減対象農薬の使用回数に含まれる。なお、この場合、化学肥料（窒素成分）の使用量にも含まれる。
- ・有機物の腐熟促進や酸度矯正のみを目的として使用する場合は、節減対象農薬に含めない。
※石灰窒素には、農薬登録されているものと、されていないものがあるので、農薬と使用する場合は、農薬登録されているものを使用する。

5. 肥料、化学肥料、石灰窒素について

①肥料

- ・肥料取締法第 2 条 1 項の肥料をいう。

②化学肥料

- ・「肥料」のうち化学合成されたものをいう。具体的には、硫酸アンモニア（硫安）、塩化アンモニア（塩安）、尿素等など。

③石灰窒素

- ・化学肥料として使用する場合は、化学肥料(窒素成分)の使用量に含める。なお、この場合、節減対象農薬に含めない。
- ・有機農産物の腐熟促進や酸度矯正のみを目的として使用する場合は、化学肥料（窒素成分）の使用量は含めない。

6. 表示方法について

- ①「特別栽培」の表示のみ可。無農薬、減農薬、無化学肥料、減化学肥料の表示は不可。
- ②米表示の場合は、玄米、精米にかかわらず「特別栽培米」とする。
- ③農薬を全く使用しない場合、「**農薬：栽培期間中不使用**」と、節減対象でない農薬のみを使用した場合は「**節減対象農薬：栽培期間中不使用**」と表示する。
- ④使用した農薬の一般名、用途、使用回数はセット表示欄に表示することとなっているが、セット表示欄での表示が困難な場合、その他の方法で情報提供することも可能とする。その場合は情報の入手方法（HPのアドレス等）を一括表示欄に記載する。
- ⑤一括表示では、化学肥料のうち窒素成分のみを表示の対象とする。窒素成分を含まない化学肥料のみを使用した場合には、「**化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用**」と表示する。また、セット表示では、化学肥料についての表示は不要とする。
- ⑥生産ほ場に設置する看板は、栽培責任者の連絡先及び確認責任者に係る事項は記載不要とする。

<農薬や肥料の使用状況に応じた表示方法>

(農薬)

削減対象の 化学合成農薬	有機 JAS、生物 又は天然物由来	天敵、特 定農薬	必ず表示する事項
慣行の 5 割以下	※	※	→ 削減対象農薬 :当地比○割減
不使用	※	※	→ 削減対象農薬 :栽培期間中不使用
不使用	不使用	※	→ 農薬 :栽培期間中不使用

※欄については、使用・不使用を問わない。

(肥料)

化学肥料 (窒素成分含有)	化学肥料 (窒素成分無)	化学肥料 以外の肥料	必ず表示する事項
慣行の 5 割以下	※	※	→ 化学肥料(窒素成分) :当地比○割減
不使用	※	※	→ 化学肥料(窒素成分) :栽培期間中不使用

※欄については、使用・不使用を問わない

7. 栽培責任者と確認責任者の責務

- ①栽培責任者は、生産者がガイドラインに基づく適切な生産・出荷を行えるよう、栽培管理又はその指導を行う。
- ②確認責任者は、栽培計画、栽培管理、栽培管理記録及び出荷の各段階において、栽培責任者の責務が適切に行われていることを確認する。

〈参考資料〉

(公財)やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証制度における農薬有効成分の化学合成の有無と節減対象農薬としてのカウントについて

	有効成分	主な商品名	化学合成の有無	使用回数(成分)	備考
殺虫剤	ミルベメクチン	コマイト乳剤	無	0	有機 JAS 別表 2
	スピノサト	スピノエース顆粒水和剤	無	0	有機 JAS 別表 2
	BT(死菌)	トアロー水和剤 CT	無	0	有機 JAS 別表 2
	テンブロン	粘着くん水和剤	無	0	有機 JAS 別表 2
	ヒトロキシプロピルテンブロン	粘着くん液剤	有	1	
殺菌剤	塩基性硫酸銅	ICホルト [®] -66D	有	0	有機 JAS 別表 2
	塩基性塩化銅	トイホルト [®] -A	有	0	有機 JAS 別表 2
	水酸化第二銅	コサイトホルト [®]	有	0	有機 JAS 別表 2
	有機銅	キノト [®] 水和剤 40	有	1	
	カスカマイシン	カスミン水和剤	無	0	微生物由来
	バリダマイシン A	バリダシン液剤	無	0	微生物由来
	ポリキシン複合体	ポリキシン AL 水和剤	無	0	微生物由来
	スプレプトマイシン硫酸塩	アグレプト液剤	無	0	微生物由来
	オキシテトラサイクリン	マイコシールト [®]	無	0	微生物由来
殺菌剤・殺虫剤	脂肪酸グリセリド	サンクリスタル乳剤	有	0	有機 JAS 別表 2
	オレイン酸ナトリウム	オレート液剤	有	1	
その他	炭酸カルシウム(天然)	クレフン	無	0	購入時に天然物と確認できないものはカウントする
	炭酸カルシウム(合成)	クレフン	有	1	

- 注) ①本表は、平成 29 年 11 月現在で確認が取れたものである。
 ②今後、新たに確認された場合については、随時追加・修正することがある。
 ③「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」以外では、見解が異なる場合がある。
 ④使用回数(成分)は、節減対象農薬としてのカウント。